

Abhisamācārika-Dharma 第7章訳註

古宇田 亮修

はじめに

Abhisamācārika-Dharma『威儀法』は、大衆部・説出世部(Mahāsāṃghika-Lokottaravādin)の律(Vinaya)の一部であり、梵文写本は1本のみによって現在に伝えられている。大正大学綜合佛教研究所は、1998年にその写本の影印版を中国民族図書館との学術交流事業の成果として出版した。出版に先立ち、研究所では比丘威儀法研究会を結成して種々の予備的研究を行い、その成果の一部は影印版の手引として添付された¹。筆者は当研究会において、全7章からなる本書の第3章と第4章の転写作業を担当し、その後、その転写テクストに基づいて第3章と第4章の訳註を発表した²。

本稿第7章の底本は、前田崇氏と鈴木晃信氏による転写テクスト³であり、筆者がテクストを変更した場合はそのつど註記することとする。なお翻訳において用いた記号は以下の通りである。

1. [] 内の文字は写本にない語を補って訳したことを表す。
2. スラッシュ (/) 以降の語は、そのようにも訳せることを示す。
3. () 内の文字は、語句の説明である。

また、註記において本文を引用する際に用いた記号は以下の通りである。

¹ 『手引』。その後、第5～7章の転写テクストも刊行した(『大正大学綜合佛教研究所年報』, 21号, 1999所収。第1～4章の正誤表も含む)。これらは、2004年12月現在、綜合佛教研究所のホームページよりダウンロードが可能である(<http://www.tmx.tais.ac.jp/sobutsu/AsDhIndE.htm>)。

² 拙稿:「Abhisamācārika-Dharma 第3章訳註」(『北條賢三博士古稀記念論文集』2004所収)、「Abhisamācārika-Dharma 第4章訳註」(『大正大学綜合佛教研究所年報』第26号, 2004所収)。

³ 『大正大学綜合佛教研究所年報』, 21号, 1999, pp. 234–156.

1. [] は写本にない文字を補ったことを表す。
2. <> は写本にある不要な文字を表す。
3. 誤写と思われる部分は下線で指摘し、直後の（）内にイタリックで正しいと思われる文字を表記した。

当写本の第1章⁴、第2章⁵、第6章⁶については既に他の研究者によって和訳が発表されており、それらから多くを学ばせて戴いた。また本章の1～5節については前田崇氏による翻訳を参照させて頂いたほか、研究会において諸師より幾多の御教示を頂戴した。深く謝意を表する次第である。

略号

- AsDh** Abhisamācārika-Dharma. (→Ms.)
- BhiV** G. Roth : *Bhikṣuṇī-Vinaya*, Patna, 1970.
- BHSD** F. Edgerton : *Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary*, New Haven, 1953.
- BHSG** F. Edgerton : *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar*, New Haven, 1953.
- J. B. Jinānanda : *Abhisamācārikā*, Patna, 1969.
- Monier** Monier Williams : *A Sanskrit-English Dictionary*, Oxford, 1899.
- Ms.** *The Facsimile Edition of the Abhisamācārika-Dharma of the Mahāsāṃgika-Lokottaravādin*, Taishō University, 1998.
- Prasad** M. Prasad : *A Comparative Study of Abhisamācārikā*, Patna, 1984.
- 『手引』 比丘威儀法研究会編：『『大衆部説出世部律・比丘威儀法』梵文写本影印版手引』、大正大学綜合佛教研究所、1998.

⁴ 西村実則、「大衆部・説出世部の僧院生活：『アビサマーチャーリカ』I, 一～三（和訳）」（『斎藤昭俊教授古稀記念論文集』、2000所収）、「同(2)」（『石上善應教授古稀記念論文集』、2001所収）、「同(3)」（『大正大學紀要（人間學部・文學部）』第86号、2001所収）、「同(4)」（『櫻部建博士喜寿記念論集』、2002所収）。

⁵ 吉澤秀知、「『Abhisamācārika』第2章(1～3)試訳」（『大正大学大学院研究論集』、第26号、2002所収）、「同(4～7)試訳」（『佐藤良純教授古稀記念論文集』、2003所収）、「同(8～9)試訳」（『大正大学大学院研究論集』、第28号、2004所収）。「『比丘威儀法』における歯木」（『三康文化研究所年報』、第35号、2004所収）。この他にも、米澤嘉康氏による第2章と第5章前半の翻訳を参考させて頂いた。

⁶ 松濤泰雄、「『比丘威儀法』第六章試訳」（『石上善應教授古稀記念論文集』2001所収）。

1. 燈火に関してはこのようにふるまうべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。詳細な因縁は略すが、ある時、比丘たちは、暗い禪房に入っていき、つまずき⁷、よろけていた⁸。この問題点を……中略……世尊はおっしゃった—「そうであるならば、燈火と呼ばれるものを作るべきである」と。大徳であるナンダナとウパナンダナは、燈火番であった。彼らは、座禪から立ち上がって、手の平によつて燈火を消していた。衣の裾によって、燈火を消していた。ヨーガを行じている比丘たちを⁹臭いによって悩ませた。この問題点を比丘たちは世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば、燈火に関してはこのようにふるまうべきである。『燈火に関してはこのようにふるまうべきである』とはどういうことかと言うと、ある僧伽藍があるとき、初夜・後夜に座禪が監視される〔ために〕燈火番を指名すべきである—1人か2人か〔任務を〕遂行しうる人数を。年少者か、順番通りにか、あるいは〔修行中の睡眠により〕番が回ってきた者は、まず最初に燈火の芯を整えるべきである。燈火の先端を準備すべきである。油を準備すべきである。火を監視すべきである。糀殻やカルシャ¹⁰とともに牛糞の塊を順次に置くべきである。前例に従つて進んでいくように食堂に順次に置くべきである。燈火番が燈火を点ける際には、まず最初に¹¹世尊の舍利を収めた小屋において燈火を点けるべきである。チエーティヤを礼拝する場合は、そこで火を消して置いておくべきである—災害が生じないように。禪房の鳴り物¹²が打たれたならば、もしも2階建ての僧伽藍であるならば、

⁷ ukkhalantā. *udvskhal- を語源とする語と考えて訳した。

⁸ prakkhalantā. pravskhal- ‘to stumble’ (Monier)と同語源と考えられる。

⁹ Ms. yogācārā[ṁ] bhiksū[ṁ].

¹⁰ karṣa-. 学名 *Terminalia belerica*. セイタカミロバラン. 西岡直樹『定本インド花綴り』(木犀社, 2002) pp. 168–169 参照.

¹¹ Ms. prathamānam eva(mam tāva). See Ms. 45a5

¹² jarjara-. Ms. 45b5 には jharjjharo という語形で出現する. jharjhara- ‘a kind of drum’ (Monier)の意味で採る.

まず階段の踊り場において¹³、燈火を点けるべきである¹⁴。バルコニーの四隅に燈火を点けるべきである。便所に燈火を点けるべきである。その後、禪堂に燈火を点けるべきである。比丘の集団が禪房に坐っているときは、燈火番はそこで燈火を巡回させるべきである¹⁵—そのとき、誰かがうつらうつらすることのないように。もしも誰かがうつらうつらしていたならば、彈指をして、起こすべきである。言うべきである—『大徳よ、あなたに燈火の番が来ました』と。彼によって、その【燈火】が巡回されるべきである。彼（元の当番）は坐るべきである。次に比丘の和尚・阿闍梨がうつらうつらしていたならば、彼は見逃すことは許されない。そのときは実に、彼もまた彈指をして起こすべきである¹⁶。言うべきである—『和尚・阿闍梨よ、あなたに燈火の番が来ました¹⁷。[しかしながら] あなたは坐っていて下さい。私が巡回させましょう』と。彼（元の当番）が巡回させるべきである。そのとき【うつらうつらしていた】比丘が信仰に篤い者であり、『よく気づきましたね¹⁸、あなたは坐りなさい。私が巡回させましょう』と言うならば、燈火を与えるべきである。彼は、あら探しをしようとして燈火を巡回させることは許されない。燈火を巡回させる者に対して、怒りを¹⁹覚えることは許されない。そのときは、【次の】心を起こすべきである—『我々の蓋いを取り除いてくれた』と。禪房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言] がなされたならば²⁰、禪堂から燈火を除去すべきである。手の平や、口の風（=

¹³ sopānamaggulīye. maggulī- は辞書に記載が見当たらなく、用例も発見しえなかつたので、「踊り場」という訳語を暫定的に与えておいた。

¹⁴ Ms. jālayitavyo. jvālayitavyo の異形と採る。

¹⁵ Ms. vā(cā)rayitavyo.

¹⁶ Ms. u<pa>stha(ttha)petavyo.

¹⁷ J.と同じく、Ms. tatra(va) と訂正。

¹⁸ J.のように Ms. suvidi(hi)ta と訂正する必要はないと考えられる。

¹⁹ Ms. aghāto. āghāto の意味に解した。

²⁰ Ms. yam kālam prahāṇasya yathāsukham kṛtam bhavati. yathāsukha-については本稿末尾の付論を参照。

息) や、衣の裾によって、燈火を消すことは許されない。そのときは実際に、小棒によって油をとり²¹、燈火の芯を抜き取って、小棒の油の中で消すべきである²²。次に年少の比丘が禪堂に帰ってきたならば、禪堂において、燈火を消すことは許されない²³。そのときは実際に、野外に面したバルコニーの隅の燈火を消すべきである。階段の踊り場やバルコニーのある講堂において、燈火を消すべきである。[僧伽藍が] 豊かである場合は²⁴、一晩中、大便所や、小便所において、燈火を点すべきである。そのとき [僧伽藍が] 豊かでない場合は、比丘たちが戻っていったら、大便所の燈火を消すべきである。大便所の燈火を消してから、廊下の燈火を消すべきである。廊下の燈火を消してから、階段の一番上にある[燈火を] 消すべきである。階段の一番上にある[燈火を] 消してから、禪堂の燈火を消すべきである。急ぎながら、告知することなく消してはならない。そのときは実際に『大徳よ、寝床を準備しなさい。[その間] 燈火を保護いたしましょう』と[言うべきである]。そのときは、手によって、覆うべきである²⁵。それから言うべきである—『大徳よ、消してもよろしいでしょうか?』と。口の風(=息)や衣の裾や手の平で消することは許されない。もしも燈火の芯が燃えていたならば、パリカーティ²⁶を抜き取るべきである。消えたならば、火[種]を保護すべきである、初殻やカルシャやブシャやブシカによって。後夜において、禪房の鳴

²¹ Ms. nisnehiya. niḥvsnih- (cf. Monier, s. v. niḥsneha- ‘ungreasing’)の Absolutive と解した。

²² Ms. kulikātaile. テクストの切り方を変更したが、正確な意味は不明。

²³ J. と同じく、Ms. nirvvāpatitavya(tu)m と訂正。

²⁴ Ms. vibhavo bhavati. この表現については拙稿「Abhisamācārika-Dharmaにおける諸問題」(『印度学佛教学研究』52-1, 2003, pp.(153)-(155).) を参照。なお、Pāli vibhava-の意味については、木村泰賢博士が1921年に既に正しく指摘していたことを付記しておく(『原始仏教思想論』(1968年に『木村泰賢全集第三巻』として再刊), pp. 154-155).

²⁵ Ms. ovārayitavyo. Skt apaḥvṛ- Caus. ‘to cover, wrap’と同語源と考えて訳した。

²⁶ palikhāti-. この語は他の文献にも用例が見当たらず語義不明。

り物が打たれたならば、燈火番は、階段の踊り場において、まず燈火を点けるべきである。禪堂に急いで燈火を持っていくことは許されない—年少の比丘たちがむりやり〔眠りを〕中断して²⁷飛び起きる²⁸ことのないように。そのときは実に言うべきである—『大徳に、燈火を持っていきます』〔もしくは〕『燈火を持っていきます』と。禪房に『お楽にして下さい』〔という解散の宣言〕がなされたならば、禪堂において、まず燈火を消すべきである。そのとき夜が明けていないならば、消すことは許されない。夜が明けたときに、空室であるならば、大便所・小便所において燈火を消すべきである。残りの油があるならば、かき集めて²⁹、瓶や容器にしまうべきである。燈火の先端を、一ヵ所に置くべきである。燈火の芯を押してから、一方の隅に置くべきである³⁰。このように毎日、燈火を点けるべきである。燈火に関してはこのようにふるまうべきである。〔このように〕ふるまわないと、威儀に関する法に違反することとなる」と。

2. 禪杖に関してはこのようにふるまうべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。比丘たちが禪房においてうつらうつらしていた。この問題点を比丘たちは世尊に述べた。世尊はおっしゃった—「そうであるならば、禪杖と呼ばれるものを巡回させるべきである。比丘が禪杖を作ろうとするならば、長さは8ハスタにすべきであり、幅は、拳の幅にして、両端を腰帯によって³¹縛るべきである、年少者か、順番通りにか、あるいは〔修行中の睡眠により〕番が回ってきた者にとって」と。これが事の起こりである。

²⁷ *viprakaṭa-*. Pāli *vippakata-*; Skt *viprakṛta-* と同語源と考えられる.

²⁸ Ms. *utthihamsna(su)*. Pāli *utthahati* と同語源と考えられる.

²⁹ *sāhariyānam*. *sāhar-* という動詞は、Vedic *samvṛ̥h-* と同語源であり、AsDh では、「まとめる」「たたむ」という意味で用いられている.

³⁰ Ms. *ekam̄hi koṇake sthāpetavyā*</>yo とテクストを訂正.

³¹ Ms. *lohakena*. BHSD *loṭhaka-* の異形と解した.

世尊は舍衛城に滞在しておられた。大徳である6人で群をなしている者たちは、禪杖を巡回させていたとき、うつらうつらしている比丘を³²、禪杖によって急速に腿や足を打った。すると、その比丘は、痛みに苦しみながら³³、悲鳴を発した—「大徳よ、打たれた！ 打たれた！」と。この問題点を比丘たちは世尊に述べた。世尊はおっしゃった—「そうであるならば、禪杖に関しては、このようにふるまうべきである。『禪杖に関しては、このようにふるまうべきである』とはどういうことかと言うと、禪杖を作る者は、竹や、ナラや、ナンガラや、ローヒシャによつて、長さは10から8ハスタに作るべきである。両端には、帯の切れ端を³⁴巻くべきである。年少者から〔禪杖を〕巡回させるべきである。禪杖を巡回させる者は、頭を衣で覆つて、巡回させてはならない。手をだらりと下げていたり、革履を履いている者が禪杖を巡回させてはならない。そのときは実に、偏胆右肩して巡回させるべきである。禪杖を巡回させる比丘は、急速に打つことは許されない。痛めつけようとして、禪杖を巡回させることは許されない。そのときは実に、年長者から年少者にいたるまで〔平等に〕慈しみの心をもつて、禪杖を巡回させるべきである。比丘たちがうつらうつらしている場合には、それを見逃すことは許されない。急速に打つことも許されない—埃がついた革に対するように³⁵。そのときは実に、脇に立って三度³⁶、面前で禪杖をなすべきである³⁷。もしも目覚めないならば、弾指をなすべきである。もしも左側に倒れていたならば、右の腿を打つべきである。もしも右側に倒れていたならば、

³² Ms. yaṣṭī cārentā yo yeca(va) ... とテクストを訂正.

³³ Ms. vihāthiyantā. vi/vheṭh-の passive, pres.pt.と解した.

³⁴ Ms. yottakhaṇḍehi. yotta- は Vedic yoktra- 「引き綱」に対応する語.

³⁵ Ms. rajagvasma viya. このままでは読めないので、rajagvasma(ścarmma) viya.と考えて訳したが、裏付けが必要とされる.

³⁶ Ms. trikkhato. Pāli tikkhattum (adv) 'three times'に対応する語と考えられる.

³⁷ Ms. yaṣṭī kārayitavyā. 文字通り訳したが、おそらく「禪杖で〔地面を〕打つべきである」という意味かと推測される.

左の腿によってすぐに起こすべきである。打つべきである。起こしてから、言うべきである—『大徳よ、あなたに禅杖の番が来ました。巡回させなさい』と。彼が巡回させるべきである。その者（元の番）は坐るべきである。頭を衣で覆ったり……以下同文……することは許されない。そのときは実に、偏胆右肩して、[禅杖を]持つべきである。彼が巡回させるべきである。もしもたくさんの方が、うつらうつらしていたならば、全員を〔頸木で繋がれた〕牛のように³⁸、起こしてはならない。そこに、年少者がいるならば、彼に禅杖を与えるべきである。もしも比丘の和尚・阿闍梨がうつらうつらしていたとしても³⁹、見逃すことは許されない。そのときは実に、弾指をして起こしてから、言うべきである—『和尚・阿闍梨よ、あなたに禅杖の番が来ました』と。法を尊重するならば、立ち上がって[禅杖を]持つべきであるが、禅杖を彼にわたすことは許されない。そのときは実に言うべきである—『あなたはお坐り下さい。私が巡回させましょう』と。[和尚・阿闍梨に] 禅杖を巡回させてはならない。あら探しをしながら[禅杖を]巡回させてはならない。そのときは実に、六処を念じながら、巡回させるべきである。誰かがうつらうつらしていたならば、彼に[禅杖を]与えるべきである。[禅杖を与えられた]彼らは、彼（元の番）に対して怒りを起こしてはならない。そのときは、実に考えるべきである—『彼は忙しいのにかかわらず、私の蓋いを除いてくれている』と。彼が巡回させるべきである[—禅房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言]がなされる]まで⁴⁰。信仰の篤い比丘が『母の種姓を同じくする者よ、あなたは坐りなさい。私が巡回させましょう』と言うならば、渡すべきである。禅房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言]がなされるまで、このように[禅

³⁸ Ms. balīvandā viya. balīvanda-は、Vedic balivarda; balivarda; balivanda-; Pāli, Pkt balivadda-; Pkt balīvadda- と同語源と考えられる。

³⁹ Ms. bhikṣu-upādhyāyācāryā. 複合語に解した。

⁴⁰ Ms. tena tāva cāretavyam. 46b1-2 evam tāva cāretavyam / yāva prahāṇasya yathāsukham kṛtam bhavati に従って、yāva prahāṇasya yathāsukham kṛtam bhavati が写本に脱落していると考えた。

杖を] 巡回させるべきである。禅杖を巡回させている比丘に対して、敵対心を起こすことは許されない。そのときは実に〔次の〕心を起こすべきである—『私の蓋いを除いてくれている』と。禅杖に関してはこのようにふるまうべきである。〔このように〕ふるまわないならば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

3. 禅丸に関してはこのようにふるまうべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。詳細な因縁は略すが、比丘たちは、禪房に禅杖を巡回させているとき、寒さによって疲労した。この問題点を比丘たちは世尊に述べた。世尊はおっしゃった—「そうであるならば、禅丸と呼ばれる物を作るべきである。比丘が禅丸を作ろうとする場合は、草か、わらか、ふんどしの切れ端か、糸を、蔓草（ulā-）か、野生の（／外側の）葉っぱ⁴¹か、ナルタカ⁴²によって、巻いてから、糸によって巻くべきである。堅くすることは許されない。あまりに柔らかくすることも許されない。そのときは実際に、地面に落として、1ユガの高さまで⁴³跳ね上がるようになるべきである。年少者か、順番通りにか、あるいは〔修行中の睡眠により〕番が回ってきた者によって巡回させられるべきである」と。これが事の起りである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。大徳である6人で群をなしている者たちは、禅丸を巡回させる際に、煉瓦の固まりにふんどしの切れ端を巻いて、巡回させていた。うつらうつらしている者に対して、急速に禅丸で腿を打った⁴⁴。脇にぶつけた。その比丘たちは、痛みに苦しみながら、悲鳴をあげた—「大徳よ、打たれた！ 打たれた！」と。この問題

⁴¹ Ms. bāhyena pañena. pañ-は Vedic parṇa, Pāli pañña-と同語源とみなした.

⁴² Ms. nattakena. nartaka- 'a kind of reed' (Monier) の異形と考えられる.

⁴³ Ms. yugamātram. Monierによると 1 yuga は、4 Hasta, 84 Āṅgula に相当するとされるが、その計算法が適用できるか否かは不明である. cf. 拙稿、「第3章 訳註」, n. (10).

⁴⁴ Ms. tāñdeti. PWによると、√tañd-は Dhātupāṭha にのみ現れる語根であるが、これはその用例と考えられる.

点を比丘たちは世尊に述べた。〔世尊はおっしゃった—〕「怒りの心をもって、あるいは、敵対心をもって、禪丸を巡回させることは許されない。そのときは実に、慈しみの心をもって、あるいは利益を思う心をもって、禪丸を巡回させるべきである。禪丸を巡回させる者に対して、敵対心を起こすことは許されない。そのときは実に、心を監視すべきである—『彼は蓋いを除いてくれている』と〔考えて〕。比丘がうつらうつらしているならば、急速に、禪丸をぶつけることは許されない。そのときは実に一度、禪丸を置いてから、弾指をして起こすべきである。言うべきである—『大徳よ、あなたに禪丸の番が来ました。立ちなさい。巡回させなさい』と。一方が巡回させるべきであり、もう一方（元の番）は坐るべきである。もしも比丘の和尚や師匠がうつらうつらしていたとしても、見逃すことは許されない。そのときは実に三度、禪丸を正面で〔地面に〕ついてから⁴⁵、弾指によって起こすべきである。言うべきである—『和尚・師匠よ、あなたに禪丸の番が来ました』と。彼（和尚・師匠）は法を尊重するならば立ち上がって〔禪丸の〕番を勤めるでしょうが、坐らせておくべきである。〔禪丸を巡回させる者は〕あら探しをし続けることは許されない。そのときは実に、六処に精神を集中し続けるべきである。『あなたは⁴⁶坐りなさい。私が巡回させましょう』と言うならば、彼によって〔禪丸が〕巡回させられるべきである。信仰の篤い比丘が『母の種姓を同じくする者よ、あなたは坐りなさい。私が巡回させましょう』と言うならば、与えるべきである。禪房に『お楽にして下さい』[とい]う解散の宣言]がなされるまで、このように巡回させるべきである。禪丸がぼろぼろになっているのを無視することは許されない。そのときは実に適當な時に、湿らせるべきである。適當な時に洗濯すべきである。禪丸に関してはこのようにふるまうべきである。〔このように〕ふるま

⁴⁵ Ms. abhāmayitvā. 語根が不明であるので、文脈から意味を推測したにすぎない。

⁴⁶ Ms. tumam. Pāli tuvam と同語源とみなした。

わないならば、威儀に関する法に違反することとなる⁴⁷」と。

4. 坐具に関してはこのようにふるまうべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。詳細な因縁は略するが、大徳である6人で群をなしている者たちは禪房にやって来て、皆同様に肩から坐具を降ろして、角と角をつかんで、ヴァタヴァタとはためかせて、敷いてから坐った⁴⁸。禪房に「お楽にして下さい」[という解散の宣言]がなされたときに、坐具の角と角をつかんで、ヴァタヴァタとはためかせて、たたんで、肩に背負って、去っていった。ヨーガを行じている比丘たちを音によって悩ました。この問題点を比丘たちは世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば、坐具に関してはこのようにふるまうべきである。『坐具に関してはこのようにふるまうべきである』とはどういうことかと言うと、比丘が禪房に入る⁴⁹場合は、坐具の角と角をつかんでヴァタヴァタとはためかせることは許されない。そのときは実に、精舎もしくは外において、坐具をはためかせて、二つ折りにしてから、禪房に入るべきである。自分の持ち場(?)⁵⁰において、そつと⁵¹坐具を椅子の上に、敷くべきである。隣の者を、[騒音で] 悩ませないようにすべきである。『お楽にして下さい』[という解散の宣言]がなされたときに、立ち上がって、坐具の角と角をつかんで、ヴァタヴァタと⁵²はためかせることは許されない。そのときは実に、音を立てずに立ち上がって、二つ折りにして、肩に背負って去るべきである。さて比丘

⁴⁷ Ms. atikrāmati. 転写テクストでは atikrāmti となっている.

⁴⁸ Ms. niṣa(ś)adanti.

⁴⁹ Ms. prahāṇam okastena. okasta-の語源・意味には不明な点があるが (BHSD, s. v.), 暫定的に「禪房に入った」と訳しておいた.

⁵⁰ pratisandhi-. この語形は辞書に収録されているが、この文脈に相応しい語義は記載されておらず、正確な意味は不明である。禪房において各比丘に与えられた区画という意味であろうか。

⁵¹ Ms. sukhākam. 「丁寧に、ゆっくりと」とも訳し得る.

⁵² Ms. ca(va)tā-ca(va)tā nti.

が第二の座禅の際に⁵³敷く必要がないように⁵⁴と考えて、夜の間、寝具を敷いたままにする場合、坐具を敷いたままにして去ることは許されない。そのときは実にたたんであった通りに⁵⁵二つ折りにしてから〔肩に背負って〕立ち去るべきである。次の座禅〔を知らせる〕鳴り物が打たれた時に、降ろすべきである。禪房に入った者が、坐具の角と角をつかんで、ヴァタヴァタとはためかせることは許されない。そのときは実際に、たたんであった通りに⁵⁶、坐具の第二の端を折って、敷くべきである。それから坐るべきである。禪房に『お楽にして下さい』〔という解散の宣言〕がなされたときに、坐具の角と角をつかんで、ヴァタヴァタとはためかせることは許されない。そのときは実際に、気をつけてたたんで、肩に背負って立ち去るべきである。坐具がひどく汚れたり、ぼろぼろになっているのを無視することは許されない。そのときは実際に、適当な時に洗うべきである。適当な時に湿らせるべきである。坐具に関してはこのようにふるまうべきである。〔このように〕ふるまわないと、威儀に関する法に違反することとなる」と。

5. 革履に関してはこのようにふるまうべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。大徳である6人で群をなしている者たちは禪房に入って⁵⁷、皆同じく座席に座りながら、革履を脱いで、片手で、一方の革履の紐をつかんで、もう一方の手で、もう一方の革履の紐をつかんで、ヴァタヴァタと⁵⁸打ち鳴らしていた。ヨーガを行じて

⁵³ Ms. dvitiye prahāne. 夜を初夜・中夜・後夜の3つに分け、初夜に行う座禅を第1の座禅と考え、後夜の座禅を第2の座禅と考えたのであろう。

⁵⁴ Ms. avītakam bhaviyatīti. avītakam は、vivī- ‘to spread’ の派生語と考えたが、なお不明な点が残り、文意を正確に捉えることはできなかった。

⁵⁵ Ms. はyathākhaluprajñaptakam であるが、文脈上 yathāsāharitakam という語形が想定されるので、テクストの誤伝と解した。

⁵⁶ Ms. yathā sāha[ri]tasya.

⁵⁷ Ms. ostakā(kastā)ḥ.

⁵⁸ Ms. ca(va)ta-ca(va)ta nti.

いる比丘たちを音によって悩ました。この問題点を比丘たちは世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば、革履に関してはこのようにふるまうべきである。『革履に関してはこのようにふるまうべきである』とはどういうことかと言うと、禪房に入った比丘は革履を脱いで、一方の手で一方の革履の紐をつかんで、もう一方の手でもう一方の革履の紐をつかんで、ヴァタヴァタと⁵⁹打ち鳴らすことは許されない。そのときは実に、比丘はまず最初に足洗い場で革履を洗って、禪房の鳴り物に吊すべきである。もしも禪堂に地面の敷物があるならば、革履を履いた足で、禪房に入ることは許されない。そのときは実に、革履を戸の下に脱いで、入ってから、年長者に合掌をして、年長者から順番に入るべきである。そのとき、比丘が、多くの革履が鼠によってかじられていたり、[他の] 比丘が知ってか知らずつかんで去っていったりするのを見た場合はどうすべきであろうか？　革履の裏を合わせて、左手によつてつかんで、[腕を] 曲げて⁶⁰ぶる下げる、気をつけてつかんで進むべきである。持ち場において、裏を合わせて、座席の下に、置くべきである。置いてから、禪房に入るべきである。禪房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言] がなされたならば、比丘は、革履を近くに置いてから、同様に裏を合わせてつかんで、[腕を] 曲げて左腕にぶる下げる、気をつけて退出すべきである。そのとき、地面に敷物がない場合は、革履を履いたまま、禪堂に入るべきである。年長者に対しては、革履の紐でつるして、敬礼をすべきである。[腕を] 曲げて⁶¹合掌をしながら進むべきである。持ち場の大きさいっぱいに坐具を敷いて⁶²、革履を脱いで、結

⁵⁹ Ms. ca(va)ta-ca(va)ta nti.

⁶⁰ Ms. nikūtitakena. この語は Skt nikuñcita- と同語源と考え、「[腕を] 曲げて/縮めて」の意味に解したが、他の文献での用例が見つかず、確証はない。

⁶¹ Ms. abhinikūtitakena. 上註と同じく、「[腕を] 曲げて/縮めて」の意味に解したが、他の文献での用例が見つかず、確証はない。

⁶² Ms. yāvat pratisandhi niśīdanam prajñapayitvā. テクストの切り方を訂正した。

跏趺座によって坐るべきである。禪房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言] がなされたならば、戻るべきである。比丘は、年長者が出ていった後に、立ち上がって、革履を [足に] 結んで、進むべきである。そのとき、年長者が座っており、比丘が戻りたいならば、革履を [足に] 結んで、年少者の間を気をつけて進むべきである。サンガの間や、食堂や、軽食堂や、集会室において⁶³、革履を履いたまま坐ることは許されない。和尚や師匠の前で、革履を履いたまま坐ることは許されない。そのときは実に、革履を脱いでから、敬礼をして坐るべきである。比丘が病気の場合は、革履を履いたまま、和尚・師匠のもとに坐ったとしても、無罪である。比丘が足を洗う際は、革履をヴァタヴァタと打ち鳴らすことは⁶⁴許されない。比丘が道にいる場合は、革履に埃がついているならば、川岸や、泉の岸において足を洗ってから、打ち鳴らしても無罪である。[年長者の] 風上で [打ち鳴らすことは] 許されない。[年長者の風下で] 打ち鳴らすべきである⁶⁵。革履が裂けたり、壊れているのを無視することは許されない。そのときは実に、適當な時に、接合すべきである。適當な時に貼布を⁶⁶与えるべきである。革履に関してはこのようにふるまうべきである。[このように] ふるまわないならば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

6. 咳に関してはこのようにふるまうべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。大徳である6人で群をなしている者たちは禪房に坐っており、横柄な態度で、脇を開けて、カラカラと咳をしていた。ヨーガを行じている比丘たちを音によって悩ました。この

⁶³ Ms. *samīcī(sāmāyikā)yam.* See Ms. 48a3.

⁶⁴ Ms. *prasphoṭayitum.* 転写テクストでは! が落ちている。

⁶⁵ Ms. na kṣamatī / vṛddhatarakasya vā anuvātam [prasphoṭayitum / atha dāni apavātam] prasphoṭayitavyam. 誤写により数語、脱落していると考えられる。

⁶⁶ Ms. *pratyagrałakā.* cf. Ms. 13b3 *pratyaggalāni.* BHSD s. v. *argalaka-*. 語源は *praty-argala-/argada- が想定され、rga>gra という Metathesis が生じていると考えられる。

問題点を比丘たちは世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば、このように咳をするべきである。『このように咳をするべきである』とはどういうことかと言ふと、禪房に坐っている比丘は、横柄な態度で、脇を開けて、クルクルと咳することは許されない。比丘が咳をしたくなつたならば、手によつて、喉を撫でるべきである。そのとき〔咳を〕抑えることができないならば、気をつけながら咳をすべきである。くり返し咳がしたくなつたならば、外に出て咳をするべきである。禪房に告げてから去るべきである。食堂や軽食堂や集会室において、横柄な態度で、脇を開けて、カッカッカッと咳することは許されない。そのとき、比丘が咳をしたくなつたならば、気をつけながら咳をすべきである。くり返し咳がしたくなつたならば、隣の者に⁶⁷言うべきである—『大徳よ、わたしの施食をお取り下さい』と。それから去るべきである。法話を聞いている者が坐りながら⁶⁸、横柄な態度で、脇を開けて、カッと咳することは許されない。そのとき、比丘が咳をしたくなつたならば、喉を撫でるべきである。そのとき、〔咳を〕抑えることができないならば、気をつけながら咳をするべきである。くり返し咳をしたくなつたならば、法話室に告げてから去るべきである。和尚・師匠や年長者の前で、横柄な態度で、脇を開いてカッカッカッと咳することは許されない。比丘が咳をしたくなつたならば、気をつけながら咳をすべきである。片隅に行って、咳をすべきである。咳に関してはこのようにふるまうべきである。[このように]ふるまわないと、威儀に関する法に違反することとなる」と。

7. このようにくしゃみをするべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。大徳である6人で群をなしている者たちは、禪房に坐っており、横柄な態度で小棒によって鼻の穴をほじくり、糸を巻いて鼻の穴に入れていた。彼らは、喉全体で、くしゃみを

⁶⁷ Ms. [ān]antariko.

⁶⁸ Ms. upaviṣṭe[na]. See Ms. 48a7.

していた。彼らはヨーガを行じている比丘たちを音によって悩ました。この問題点を、比丘たちは世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば、このようにくしゃみをするべきである。『このようにくしゃみをするべきである』とはどういうことかと言うと、禪房に坐っている比丘は横柄な態度で、小棒によって鼻の穴をほじくり、糸を巻いて鼻の穴に入れることは許されない。喉全体で、「ハー」とくしゃみをすることは許されない。比丘が不意にくしゃみをしたくなつたならば、抑えるべきである。額を撫でるべきである。鼻を撫でるべきである。そのとき、抑えることができないならば、痰や鼻水によって隣の者を悩ませないように気をつけながら、くしゃみをするべきである。くり返しくしゃみをしたくなつたならば、禪房に告げてから去るべきである。比丘が食堂や、軽食堂に坐っているときに、横柄な態度で、喉全体でくしゃみをすることは許されない。比丘がくしゃみをしたくなつたならば、抑えるべきである。抑えることができない場合は、痰や鼻水によって隣の者を悩ませないように気をつけながら、くしゃみをするべきである。くり返しくしゃみをしたくなつたならば、隣の者に言うべきである—『大徳よ、私の施食を取りなさい』と。それから去るべきである。法話室において、喉全体でくしゃみをすることは許されない。比丘がくしゃみをしたくなつたならば、抑えるべきである。抑えることができない場合は、気をつけながらくしゃみをするべきである。比丘がくり返しくしゃみをしたくなつたならば、法話室に告げてから、去るべきである。集会室において、あるいは和尚・師匠や年長者の前で横柄な態度で喉全体でくしゃみをすることは許されない。比丘がくしゃみをしたくなつたならば、抑えるべきである。抑えることができない場合は、片隅に行って、くしゃみをするべきである。誰かがくしゃみをしたならば、言ってはならない—『お大事に (jīva)』と。そのとき實に〔くしゃみをしたのが〕年長者である場合は、言うべきである—『礼拝いたします』と。〔くしゃみをしたのが〕年少者である場合は、『無病であれ！』

と⁶⁹言うべきである。このようにくしゃみをするべきである。[このように] ふるまわないのであれば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

8. このように搔くべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。大徳である6人で群をなしている者たちは禪房に坐って、皆、砂利や陶器の破片によって肢体をカラカチャ・カラカチャと搔いていた。ヨーガを行じている比丘たちを音によつて悩ました。この問題点を比丘たちは世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば、このように搔くべきである。『このように搔くべきである』とはどういうことかと言うと、禪房に坐っている比丘は、横柄な態度で砂利によってカラカチャ・カラカチャと搔くことは許されない。比丘が禪房に坐っているときに、[虫に] 咬まれたならば、そのときは実に、親指の腹か、手の平によってそつと追い払うべきである。くり返し咬まれ、咬むものがいる場合は、禪房に告げてから去るべきである。比丘が食堂や軽食堂や集会室において、横柄な態度で陶器の破片や砂利によってカラカチャ・カラカチャと搔くことは許されない。比丘が食堂や軽食堂に坐っているときに、[虫によつて] どこかが咬まれたとき、手の力によって[かゆみが] なだめられるものならば⁷⁰、比丘が小棒や枝木のフックや⁷¹、陶器の破片によって搔いたとしても無罪である。そのときは、隣の者を音によって悩ませないようになすべきである。比丘が[虫に] 咬まれ、くり返し搔く場合は、隣の者に鉢を渡すべきである—『大徳よ、私の施食を取りなさい』と。それから去るべきである。和尚・師匠や年長者の前で横柄な態度で肢体をカラカチャ・カラカチャと搔くことは許されない。諸々の感官を開いて

⁶⁹ Ms. āroceti. āroca のままで訳せば、「説明しなさい」であるが、ここでは、āroce(gye)ti もしくは āroce(ge)ti と考えた。

⁷⁰ Ms. hastāvase kalpiyā. hastavaśe kalpiyā の意に解した。

⁷¹ kāṣṭhagatena. 写本の文字通りには「枝木に存在する」であるが、これでは意味をなさないので、gata-を gala- 3 'hook' (PTSD)の異形と解した。

⁷², vuktanti- (?)⁷³を搔くことは許されない。そのとき, [虫によって] どこかが咬まれたならば, 親指の腹や手の平で撫でるべきである。そのとき, [かゆみを] 抑えることができなくて, くり返し搔く場合は, 片隅に行ってから搔くべきである。搔くことに関しては, このようにふるまうべきである。[このように] ふるまわないならば, 威儀に関する法に違反することとなる」と。

9. このようにあくび（ノのび）をすべきである。

世尊は舍衛城に滞在しておられた。大徳である6人で群をなしている者たちは禪房に坐っており, 横柄な態度であくびをしていた。肢体を伸ばしていた。パタパタと〔関節を〕拡げていた。ライオンや, 虎のように, マタマタとあくびをしていた。ヨーガを行じている比丘を音によつて悩ました。この問題点を比丘たちは世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば, このようにあくびをすべきである。『このようにあくびをすべきである』とはどういうことかと言うと, 禪房に坐っている比丘が, ライオンや虎が雄叫びをあげながら〔あくびをする〕ように, 横柄な態度で諸々の感官を開いて, マタマタと肢体を伸ばしながら, [あくびをすることは] ⁷⁴許されない。次のように〔肢体を〕伸ばすべきである。比丘が禪房に坐っていて, あくびをしたくなつたならば, 肢体をタッタタッタと拡げて, 口を開けてあくびをしてはならない。〔あくびを〕抑えるべきである。あるいは額を撫でるべきである。あるいは鼻を撫でるべきである。もしも抑えることができなければ, 気をつけながら, 口を閉じてあくびをするべきである。隣の者を音によつて悩ませないようにしなすべきである。比丘にくり返しあく

⁷² Ms. osariya indriyāṇi. o/sar-は, Skt apav/sr-に対応する語か。

⁷³ Ms. vuktanti は辞書に記載なく, また用例も見当たらないので, 意味不明である。vukta(kka) nti と読むならば, 「ヴッカと搔くことは許されない」という訳になろう。

⁷⁴ Ms. [vijṛmbhitum /] evam bhañjayitavyam. 写本に脱落があるとみなす。

びがやってきたならば、[禪房を] 退出して、あくびをすべきである。禪房に告げてから去るべきである。禪房に坐っている者が、マタマタと肢体を伸ばすことは許されない。比丘の肢体が痛くなってきたならば、まず片腕をそっと伸ばすべきである。疲れたならば、その〔腕〕を曲げて、もう一方の〔腕〕をそっと伸ばすべきである。片足をそっと伸ばすべきである。それを曲げて、もう一方の〔足〕をそっと伸ばすべきである。比丘は食堂や軽食堂や集会室や法話室において、肢体を伸ばしながらあくびをすることは許されない。比丘があくびをしたくなつたならば、衣の裾で口をふさぎ、そっとあくびをすべきである。比丘にくり返しあくびがやってきたならば、食堂に坐っている場合は、隣の者に鉢を与えて去るべきである。法話室に坐っている場合は、法話室に告げてから去るべきである。比丘が、托鉢地域に入り、[在家信者の] 家の中に入つたときは、マタマタと肢体を伸ばしながら、あくびをすることは許されない。そのとき比丘にくり返しあくびがやってきたならば、衣の裾で口をふさいで、気をつけてあくびをすべきである。比丘が家の中に坐つているときに、くり返しあくびがやってきたならば、立ち上がって、去るべきである。和尚・師匠や年長者の前でマタマタと肢体を伸ばしながら、あくびをすることは許されない。そのとき、比丘があくびをしたくなつたならば、片隅に行って〔あくびをすべきである〕⁷⁵。このようにあくびをすべきである。[このように] ふるまわないのであれば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

10. このように屁をすべきである。

世尊は正等覚として得るべき目的を達成して舍衛城に滞在しておられた。神々と人間たちの師であり、崇められ、重んじられ、尊敬され、崇拝され、敬礼されており、最上の富と最上の名声を獲得し、衣と施食と寝具と治病薬といった資具を獲得していた。そのとき、[世尊は] 水上の蓮華のように〔衆生という水によって〕汚されることなく、福徳に

⁷⁵ Ms. ekamatam̄ gatvā [vij̄r̄mbhitavyam̄ /]. 誤写による脱落があると考えられる。

あづかる衆生を福德の中に入らせ、果報にあづかる衆生を果報の中に安住させ、薫習にあづかる衆生を薫習の中にとどまらせていた。不死（の甘露）を、神々や人間たちにたくさん分け与えながら、千万・百万・百・千の生き物を不死に到達させ、無始無終の生・老・死・輪廻・荒路・地獄・悪趣という大断崖から救い出し、安穏・寂静・吉祥にして恐れのない高台である涅槃に安住させながら、世尊は、アンガ・マガダ・ヴリジ・マッリー⁷⁶・カーシ・コーチャラ・クル・パンチャーラ・チェーデイ・ヴァツツア・マツヤ・シューラセーナ・シヴィ・ダシャールナ・アシュヴァキ・アヴァンティ国の人々を〔仏教に〕帰依させた。世尊は、智慧に関して勇気を経験し、独りで存在する者であった。世尊は、神々の生存状態、梵天の生存状態、聖人の生存状態、不動の生存状態、恒久的生存状態で生活していた。仏陀としては仏陀の生存状態で生活し、勝者としては勝者の生存状態で生活し、賢者としては賢者の生存状態で生活し、一切知者としては一切知者の生存状態で生活していた。心自在という最高の境地に至った世にも尊い仏陀は、〔その時々で〕望んだとおりの生存状態で生活していた⁷⁷。

そのとき6人で群をなしている大徳たちは、横柄な態度で、脱脂乳によって⁷⁸大麦粒や雑穀をこねてから日に当てて乾かした。それが乾いたとき、脱脂乳と一緒に食べた。ヴィルヴァの実を食べた。屁を催す実を⁷⁹食べた。カラーヤ豆やサティラ (satila-) ⁸⁰の芽を噛んだ。禪房の鳴り物が打ち鳴らされたとき、禪房に行って、四方に坐った。比丘の集団が

⁷⁶ Ms. mallī. 十六大国の列挙の際には、通常、mallā-という語形が一般的であるが、Bhiksūnī-Vinaya でもmalli-と書写されているため、ここでは写本のまま転写した。

⁷⁷ 原文は複数形で記述されているが、世尊に対する＜尊敬の複数形＞の実例とみなした。

⁷⁸ Ms. śvetamayena. śvetamaya-の意味については、Roth(BhiV p. 389); Prasad (p. 208, 'whey or skimmed milk')に従った。

⁷⁹ Ms. <s>vātakopanatāni phalāni. cf. 50a1 vātakopakāni vā phalāni.

⁸⁰ Skt の辞書にある satīla-という語形に対応する植物名と解したが、詳細は不明。

坐ったときに、一人が屁をした。ある者が〔それに〕続いた。ある者がダラダラと〔鳴らした〕。ある者が言った—「よいかな、大徳よ。この一年ぶりの健康法が⁸¹どうしたというのか。じつに108回すれば屁をしたくならない〔ということがあろうか〕？」おお、心地よい音が快適な〔身体的状態〕を作るのです！」〔と〕。隣の者に握った拳を⁸²かがせた。言った—「大徳よ、かぎなさい。なんという清らかな香りか！ なんという美しい香りか！」と。ヨーガを行じている比丘たちを音によって悩ませた。この問題点を比丘たちは世尊に述べた。世尊はおっしゃった—「6人で群をなしている者たちを呼んで来なさい」と。……中略……「おっしゃるとおりです、世尊よ」と。

世尊はおっしゃった—「そうであるならば、屁に関してはこのようにふるまうべきである。『屁に関してはこのようにふるまうべきである』とはどういうことかと言うと、比丘は横柄な態度で、脱脂乳によって雑穀や大麦粉をこねて日に当てて乾かしてから、脱脂乳と一緒に食べることは許されない。ヴィルヴァの実や、マダナの実、季節の実や、カラーヤ豆やサティラの芽を食べることは許されない。もしも比丘が托鉢に出て、生計を専ら他人に委ねている場合に、脱脂乳によってこねられた雑穀や大麦粒、あるいは屁を催す実を得たならば、〔それを〕食べたとしても無罪である。禪堂に坐っている者が横柄な態度でダラダラと屁をすることは許されない。比丘が禪房に坐っている時に屁をしたくなつたならば、諸々の感官を開いてから、なしてはならない。痔であるならば、気をつけながら、片方の尻を持ち上げて、手によって〔肛門を〕開きながら、屁をすべきである。隣の者を音によって悩ませないようにしなすべきである。年長者のいる方向に屁をあげることは許されない。そのときはじつに年少者のいる方向に屁をあげるべきである。次に、年長者と年

⁸¹ Ms. *pratikarmmam*. 写本のまま訳したが、Ms. *pra(pū)tikarmmam* という誤写とみなすならば、「屁が」と訳すことも可能か。

⁸² Ms. *paddamuṣṭikām*. *baddhamuṣṭikām* の異形と解した。

少者が同じ場所にいるときに、無作法をなす場合は⁸³、サンガの年少者は、サンガの上座に向けて尻をあげることは許されない。[ただし] 年長者のいる方向に尻をあげたとしても無罪である。そのとき、比丘が気をつけながら屁をすることができないならば、[禪房を] 退出してから屁をすべきである。そのとき、比丘がくり返し屁をしたくなつたならば、禪房に告げてから、去るべきである。食堂や軽食堂において、横柄な態度で、屁をすることは許されない。そのときは実に片方の尻を上げてから屁をすべきである。比丘がくり返し屁をしたくなつたならば、隣の者に鉢を与えて去るべきである。法話室や、集会室において、横柄な態度で、パラパラと屁をすることは許されない。そのときは実に、片方の尻をあげて、屁をすべきである。比丘がくり返し屁をしたくなつたならば、法話室に告げてから去るべきである。和尚や師匠に告げてから去ることは許されない。[在家者の] 家の中に坐っているときは、横柄な態度でパラパラと屁をすることは許されない。そのときは実に片方の尻をあげて、気をつけながら、屁をすべきである。比丘がくり返し屁をしたくなつたならば、片隅に行ってからなすべきである。和尚・師匠や年長者の前で、横柄な態度でパラパラと屁をすることは許されない。そのとき、比丘が屁をしたくなつたならば、片隅に行ってからなすべきである。風上でなすことは許されない。臭いで悩まされることのないように、風下でなすべきである—風の通り道を開けてから。次に比丘が隊商と共に進んでいる場合に威儀を正す場合は、隊商の前に立って屁をしてはならない。そのとき痔を患っているならば、[肛門を] 手で開いて、道から外れて、気をつけながらなすべきである。隊商を臭いで悩ませることがないように、風の通り道を開けてからなすべきである。屁に関してはこのようになすべきである。[このように] ふるまわないならば、威儀に関する法に違反することとなる」と。

⁸³ Ms. dhu(du)kkaka(ta)m. テクストを訂正した。

ウッダーナ

燈火に関しては、[このように] ふるまうべきである。

[禪杖に関しては、このようにふるまうべきである。]⁸⁴

禪丸に関しては、このようにふるまうべきである。

坐具に関しては、このようにふるまうべきである。

革履に関しては、このようにふるまうべきである。

このように咳をすべきである。

このようにくしゃみをすべきである。

このように搔くべきである。

このようにあくびをすべきである。

このように屁をすべきである。

各章のウッダーナ⁸⁵

サンガの上座と、住居、カティナ、客比丘、森林比丘、居住比丘、燈火という7つの章が説き示された。

威儀に関する〔法〕が完結した。

〔以上は〕聖なる大衆部説出世部の中〔道〕を説く教師たちの伝承による、と〔される〕⁸⁶。

諸法は因を起源とするもの⁸⁷であり、実に如来はそれらの因を説いた——また、それらの止滅をも。大沙門はこのように説く者である⁸⁸。

⁸⁴ [evam yaṣṭīyam pratipadyitavyam /] が写本に欠けているとみなした。

⁸⁵ Ms. antaroddānam. 逐語的に訳すならば「外側のウッダーナ」。

⁸⁶ Ms. āryamahāsāṃghikānām lokottaravādinām madhyuddeśapāṭhakānām pāṭheneti. この文の解釈については『手引』, pp. 6-7 に挙げられる文献を参照のこと。筆者は madhyuddeśa-を「中〔道〕を説く」と解したが、J. Brough の言うように声聞乗と大乗の中間の道と限定する必要もないようと思われる。この文自体は大衆部説出世部の主張が述べられていることをふまえれば、初期仏教以来说かれる「中道」に採ることも可能ではなかろうか。

⁸⁷ Ms. hetuprabhavā. この複合語は Bahuvrīhi として解すべきであるという指摘が松本史朗氏によってなされており、それに従って訳した。松本史朗『仏教思想論（上）』, p.164ff を参照。

<付論：yathāsukha- の意味について>

AsDhにおけるyathāsukha-という語については、筆者にとって長い間、違和感を覚えつつも正確な意味をとらえることができなかつたが、2004年8月に開催された比丘威儀法研究会で米澤嘉康氏が示された卓見によりようやく解決の目処がついたので、ここに報告する次第である。したがつて以前に発表した第3章の訳例については、ここに訳し直して訂正することとする。

yathāsukhamはSkt, Pāliの諸文献においては「随意に、お好きなように、お楽に、快適に」というような意味で副詞に用いられている。筆者が第3章の訳註を発表した時点では、この意味に解していた⁸⁹。これに対し、米澤氏は前述の研究会において、「yathāsukham」とは実際に発声される宣言／掛け声ではないか、という全く新しい解釈を提示された。筆者はその御教示に従つて、yathāsukha-を「『お楽に（／ご自由に）して下さい』[という解散／自由行動の宣言]」と解して、AsDhにおける全用例を再考したところ、その意味が文脈的にも妥当であると判断した。

写本に現れる語形とその出現回数は以下の通りである。

- ① yathāsukham kṛtam が 7 例⁹⁰。
- ② yathāsukham karttavyam が 4 例。
- ③ yathāsukhe kṛte が 3 例。

このうち、特に注目すべきは③の Absolute Locative の用例である。Absolute Locative は一般に名詞＋分詞からなるとされる⁹¹。筆者が、yathāsukha-を名詞に解したのは、もしもこれが副詞であるとすると

⁸⁸ これは所謂「縁起法頌」であり、仏教の写本の最後に習慣的に書かれるものであるから、Abhisamācārika-Dharmaの本文とは区別して考えるべきである。

⁸⁹ 第1章の翻訳を発表した西村実則氏もおそらく同様に理解していたものと思われる。以下に掲げる用例に対する翻訳箇所を参照のこと。

⁹⁰ 47b4 yathāsukham kṛ[tam] bhavati. という用例もあるが、tamは筆者による補いであるので、回数に入れなかつた。

⁹¹ また、副詞＋分詞も見られる（例：evam ukte）。辻直四郎『サンスクリット文法』(p. 284) を参照。

yathāsukham̄ kr̄te でなければならぬからである。したがつて、yathāsukham̄ kr̄-は「yathāsukha-を kr̄ する」を意味することになろう⁹²。

次に、ここでのkr̄-とはどういう意味であろうか？ 前述の解釈では A + kr̄-で「Aという発言内容を発声する／唱える／呼びかける」を意味すると解した。それでは、このような用例は、他の文献において存在するであろうか？ 筆者はヴェーダ文献のうち、偶々 Śatapatha-Brāhmaṇa を読む機会があったが、その中からだけでも、vaṣṭ-kr̄-「『ヴァシヤット』と言う／呼びかける」、hiñ-kr̄-「『ヒン』と言う」、namas-kr̄-「『ナマス』と言う」、svāhā-kr̄-「『スヴァーアハ』と言う」という表現を容易に見つけることができた⁹³。さらに、このうち、namas-kr̄-という用例は、他の Skt 文献においてもきわめて一般的に用いられているものである。これらの用例は米澤説の傍証となるものであろう。

以下に AsDh における全用例と拙訳を提示して読者の便宜を図ることとする。

Ms. 2a6-7 atha dāni sarvvarātrikā bhavati / tato adhyeṣitavyam / tvam bhāṣayesīti
// yathādhyeṣtehi bhāṣamāṇam sarvvarātrīm dharmmaṛṣṭiye vītināmiyānam
dāyakadānapati dharmyā kathayā samdarśayitavyā samādā(2a7)payitavyā
samuttejayitavya sampraharṣayitavyā udyojayitavyā yathāsukham̄ karttavyam /
abhipramodantu āyuṣmanto /

「もしも一晩中〔布薩〕を行うときは、懇請すべきである—『あなたが話して下さい』と。懇請されたものが一晩中話しながら法の雨によって時を過ごさせて、施者・施主たちを法話によって開眼させ、鼓舞し、勇気づけ、喜ばせ、感動させ

⁹² それでは他の文献で yathāsukha-が名詞として用いられた例があろうか？ 筆者の調べた範囲では、現在のところ見つかっていない。ただこれをもって yathāsukha-にそのような意味がなかったとするのは早計であろう。他の文献に見られない語形、意味、用法が AsDh に多く見られることは、「Abhisamācārika-Dharma における諸問題」（前掲）において既に筆者が指摘した通りである。

⁹³ A Vedic Word-Concordance (ed. by Vishva Bandhu, Hoshiarpur)の各項目に挙げられる用例を参照のこと。

るべきである。[その後]『お楽にして下さい』[という解散の宣言]をなすべきである。諸大徳よ、[施者・施主たちを]歓喜させるべきである。」

Ms. 3a3-5 ... yadi tāva atisītam vā ati-uṣṇam vā bhavati / bhikṣū vā jarādurbbalā vā vyādhidurbbalā vā bhavanti dūradūre vā pariveñā bhavanti siṁhabhayam vā vyāghrabhayam vā corabhayam vā bhavati / bhikṣū vā na vistareṇa śrotukāmā bhavanti / saṃkṣiptena catvāri pārājikā uddiśitavyam / śiṣṭakām abhīkṣṇaśrutikāye gā(3a4)thāyo ca / tato yathāsukham karttavyam / atha dāni nātyātiśītam na cātyāti-uṣṇam na dūradūre pariveñā bhavanti / bhikṣū ca sukhopaviṣṭā bhavanti vistareṇa śrotukāmā tato vistareṇa prātimokṣasūtram ussārayitavyam / tato yathāsukhaṇ karttavyam / atha dāni sarvvarātrikā bhavati / saṃghasthaviro na pratibalo bhavati dvitīyasthavireṇa adhyesitavyam / tva(3a5)yā bhāsitavyam tvayā bhāsitavyam yathādhyeṣtehi bhāṣanāya sarvvarātriṇ dharmmaṛṣṭiye vītināmiya/(yā)na dāyakadānapati dhārmmya(yā) kathayā sandaršiya samādāpiya samuttejiya saṃpraharṣayitvā udyojayitavyā / tato yathāsukham karttavyam / abhipramodayamtu āyuṣmanto <abhipramodayamtu āyuṣmanto> apramādena saṃpādayitavyam

「もしも寒すぎるとき、あるいは暑すぎるとき、あるいは比丘が老齢か病氣によつて弱つているとき、あるいは僧房と僧房の間が遠いとき、あるいはライオンや虎や盜賊の恐れがあるとき、あるいは比丘たちが長く誦経を聞きたいと思わないときは、簡潔に4つのページカーペーを唱えるべきである。余者僧常聞と、偈を【唱えるべきである】。その後、『お楽にして下さい』[という解散の宣言]をなすべきである。もしも寒すぎないとき、あるいは暑すぎないとき、あるいは僧房と僧房の間が遠くないとき、あるいは比丘たちが快適に坐つていて詳細に【誦経を】聞きたいと思っているときは、プラーティモークシャ経を略すことなく唱えるべきである。その後、『お楽にして下さい』[という解散の宣言]をなすべきである。

もしも一晩中 [布薩] を行うときに、僧伽の上座が [任務を] 果たせないときは、第二上座が懇請すべきである—「汝が……を話しなさい。汝が……を話しなさい」と。そのように懇請された者による話によって、一晩中法話の雨によつて

時を過ごさせて、施者・施主たちを法話によって開眼させ、鼓舞し、勇気づけ、喜ばせ、感動させるべきである。その後、『お楽にして下さい』[という解散の宣言を] なすべきである。諸大徳よ、[施者・施主たちを] 歓喜させるべきである。注意深く [布薩を] 執行すべきである。」

Ms. 21al yan̄ kālām bhikṣuh̄ prahāṇam̄ otaranti tato dvāram̄ muñcitavyam̄ / nivāpiyāṇa cakkalī osāriyāṇam̄ kīlakehi bandhiyāṇa tato osāritavyam̄ / yan̄ kālām̄ prahāṇasya yathāsukham̄ kṛtam̄ bhavati / tato vihāram̄ gacchiyāṇam̄ cakkalī utkṣipitavyā //

「比丘が禪房に入ったら、戸を開放すべきである。簾を広げ、[手で] つり下げ、釘と結んでから、つり下げるべきである。禪房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言] がなされたならば、精舎に行って、簾を上げるべきである。」

45b1 atha khalu cittam̄ utpādayitavyam̄ vinīvaraṇam̄ nau karenti tti yan̄ kālām̄ prahāṇasya yathāsukham̄ kṛtam̄ bhavati / tato prahāṇaśālāto dīpako ukkaḍhitavyo /

「そのときは、[次の] 心を起こすべきである—『我々の蓋いを取り除いてくれた』と。禪房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言] がなされたならば、禪堂から燈火を除去すべきである。」

45b6 atha khalu vaktavyam̄ / ayuṣmantam̄ dīpo praveśiyatī / dīpo praveśayati nti / yan̄ kālām̄ prahāṇasya yathāsukham̄ kṛtam̄ bhavati / prahāṇaśālāyān tāva prathamam̄ dīpako nirvvāpayitavyo /

「そのときは実に言うべきである—『大徳に、燈火を持っていきます』[もしくは]『燈火を持っていきます』と。禪房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言] がなされたならば、禪堂において、まず燈火を消すべきである。」

46b1-2 ... evam̄ tāva cāretavyam̄ / yāva prahāṇasya yathāsukham̄ kr̄(46b2)tam̄ bhavati ...

「禪房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言] がなされるまで、このよ

うに〔禅杖を〕巡回させるべきである。」

47a1 ... evam tāva cārayitavyo / yāva prahāṇasya yathāsukham kṛtam bhavati ...

「禅房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言]がなされたまで、このように巡回させるべきである。」

47a2-3 te dāni āyuṣmanto ṣaḍvargikāḥ prahāṇa āgatā samānā skandhāto niṣīdanam otāriyāṇam koṇe koṇe gr̥hītvā vaṭa-vāṭa nti / prasphoṭaitvā prajñayitvā niṣadanti / ya[m] kālām prahāṇasya yathā(47a3)sukham kṛtam bhavati / tato niṣīdanam koṇe koṇe gr̥hītvā vaḍa-vaḍā nti prasphoṭiya sāharitvā skandhe kṛtvā gacchanti

大徳である6人で群をなしている者たちは禅房にやって来て、皆、肩から坐具を降ろして、角と角をつかんで、ヴァタヴァタとはためかせて、敷いてから坐った。禅房に「お楽にして下さい」[という解散の宣言]がなされたときに、坐具の角と角をつかんで、ヴァタヴァタとはためかせて、たたんで、肩に背負って、去っていった。

47a4-5 tathā karttavyam yathā ānantarikam na vyāvahati / nāpi kṣamati yathāsukhe kṛte utthiya niṣīdanam (47a5) koṇe koṇe gr̥hītvā ca(va)ṭa-ca(va)ṭa nti prasphoṭayitum / ...

「隣の者を、〔騒音で〕悩ませないようにすべきである。『お楽にして下さい』[という解散の宣言]がなされたときに、立ち上がって、坐具の角と角をつかんで、ヴァタヴァタとはためかせることは許されない。」

47a6 tato niṣīditavyam / nāpi kṣamati / prahāṇasya yathāsukhe kṛte niṣīdanakam koṇe koṇe gr̥hītvā vaḍa-vaḍā nti / prasphoṭayitum /

「それから坐るべきである。禅房に『お楽にして下さい』[という解散の宣言]がなされたときに、坐具の角と角をつかんで、ヴァタヴァタとはためかせることは許されない。」

47b4-5 sthapitvā prahāṇam upaviśitavyam / yam kālām prahāṇasya yathāsukham

kr̥[tam] bhavati / bhikṣuṇā upasthapitvā upānahāyo tathā yeva samputikṛtikāyo ... (中略
47b5) ... yāvat pratisandhi niśīdanam prajñapayitvā upānahāyo nikkhāsitvā paryamkena
niśīditavyam / prahāṇasya yathāsukhe kr̥te āgamayitavyam /

「[革履を] 置いてから、禪房に入るべきである。禪房に『お楽にして下さい』
[という解散の宣言] がなされたならば、比丘は、革履を近くに置いてから、同
様に裏を合わせてつかんで、… (中略) …持ち場の大きさいっぱいに坐具を敷い
て、革履を脱いで、結跏趺座によって坐るべきである。禪房に『お楽にして下さ
い』 [という解散の宣言] がなされたならば、[精舎に] 戻るべきである。」

<キーワード> 摩訶僧祇律, 威儀法, Abhisamācārika-Dharma, yathāsukha-